

生きる力を育む安全教育の充実

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

安全教育調査官 吉門 直子

1 はじめに 近年の学校安全の現状と課題

平成 13 年 6 月 8 日、大阪教育大学附属池田小学校において不審者の侵入により児童 8 名の尊い命が奪われ、児童 13 名、教職員 2 名が負傷する事件が発生している。また、登下校時に児童生徒が犯罪被害に遭う事案も続けて発生し、通学路を含む学校の安全体制の整備の重要性が再認識された。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、児童生徒を含め死者・行方不明者合わせて約 2 万人の方々が犠牲となるとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害のため大きな被害が生じた。多くの学校では児童生徒が在校していた時間帯であったが、それまでの徹底した防災教育と教職員の適切な判断によって危険を回避することができた学校もあったが、津波からの避難の判断が遅れたことなどによって多くの命が失われた学校があった。石巻市立大川小学校では全校児童 108 名のうち 74 名、教職員 13 名のうち 10 名が犠牲となった。この事故については、事故検証委員会においてその原因を明らかにするとともに同様の事故が二度と起こらないよう、教訓に基づき提言がとりまとめられている。

この震災以降も、火山の噴火、台風や局地的大雨による土砂災害や河川堤防の決壊等による水害などの自然災害が多発している。今後発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震等に対して、児童生徒の命を守るために対策が喫緊の課題とされている。

また、自然災害のみならず、登下校時に児童生徒が犯罪被害や交通事故に巻き込まれる事案、校舎等からの転落事故や熱中症等なども依然として発生しており、児童生徒の安全確保について、安全管理・組織活動の一層の充実を図るとともに、安全で安心な社会づくりの担い手となる児童生徒への安全教育の重要性が高まっている。

2 学校安全に関する国の動向等

○ 「学校保健安全法」と「学校安全の推進に関する計画」

「学校保健法の一部を改正する法律」が平成 20 年 6 月 16 日に交付され、平成 21 年 4 月 1 日から施行された「学校保健安全法」において、学校における安全管理等について、設置者並びに国及び地方公共団体の責務が定められるとともに、学校安全計画の策定と実施、危険等発生時対処要領（いわゆる「危機管理マニュアル」）の作成、地域の関係機関との連携など、学校安全に関して各学校で共通に取り組まれるべき事項が規定されている。

学校保健安全法の第 3 条 2 項に基づき、国では、平成 24 年 4 月 27 日「学校安全の推進に関する計画」を閣議決定している。東日本大震災の教訓や課題を踏まえ、平成 24 年度から平成 28 年度の概ね 5 年間にわたる学校安全に関する施策の基本的方向と具体的な方策を示したものである。この中で、今後の安全教育・安全管理・組織活動について次のよ

うに示している。

安全教育では、安全に関する知識とともに、行動する態度や共助・公助の視点を重視するため、学校における指導時間を確保することや児童生徒の発達の段階に応じた指導内容を整理することとしている。また、安全管理等（安全管理と組織活動）については、学校内の安全体制、家庭・地域社会と連携した安全体制の確立にむけ、人的体制の整備や教職員研修を充実していくこととしている。併せて、学校施設の耐震化、避難諸機能の強化などのハード対策についても示している。そして、これらを推進していく上では、セーフティプロモーションの考え方に基づき、事件・事故災害についての情報収集体制の整備・充実やその分析強化など科学的で実証的な取り組みを行っていくこととしている。

防災教育については、児童生徒の発達の段階に応じた内容の整理を行い、学校防災のための参考資料として全国の学校に示すとともに、独立行政法人教員研修センターにおける学校安全の指導者養成研修などが実施されている。

○学校事故と被害者・遺族対応における課題

学校管理下における児童生徒の負傷等は、平成26年度には約109万件、死亡事故は51件発生している。（独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付データによる）こうした事故の中には、体育活動中の熱中症や転落事故など、同じような状況で発生している事例が見られる。事故原因や背景などを分析し、事故防止対策につなげていく取組が重要である。

また、事故が発生した際の被害者やその家族、場合によっては遺族（以下、「被害者等」）への対応の在り方についても、学校や教育委員会等の情報提供や検証作業、その後の対応が十分でないため、被害者等が不信感を抱き、二次被害を受ける等の課題となる事例が発生している。これらは、事故が発生した際の対応について、被害者等への情報提供の在り方や心のケア、事故検証の在り方や具体的な方法、検証に基づく再発防止策等、教職員の知識や経験が不足していることによるものと考えられる。こうしたことを踏まえ、文部科学省では、平成26年度、学校事故対応調査研究有識者会議（以下「有識者会議」）を立ち上げ、学校や被害者等の協力を得て実態調査を行い、平成27年2月に報告書を公表している。平成27年度は、有識者会議において被害者等からのヒアリングも含め、学校における事故対応の在り方について指針となる内容のとりまとめに向けて引き続き検討が行われている。

3 生きる力を育む安全教育の充実

安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を育てることにある。



具体的には次の三つの目標が挙げられる。

- ・日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようとする。
 - ・日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようとする。
 - ・自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようとする。

東日本大震災以降、全国において災害安全に関する取組が充実されてきているが、日常の事件・事故灾害や犯罪被害、交通事故も含め、学校の地理的条件や通学路の状況、校内の施設設備の状況、児童生徒の実態を踏まえ、学校の実情に応じた安全教育を進めていくことが重要である。

○学習指導要領における安全教育

現行の学習指導要領では、総則第1の3に「学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達・・・特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導・・・。生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。」と「安全」について示されるとともに、従前に比較して各教科等における安全に関する指導の充実が図られている。

これに基づき、これまでにも安全教育が行われてきているが、近年の社会情勢の変化によって児童生徒を取り巻く安全に関する状況が大きく変化する中で、自らの安全を確保するための行動ができるようにする観点からその内容が不十分であること、安全に関する内容が各教科等にまたがっており、その体系や児童生徒の発達の段階に応じた系統性が不明確であることなどから、安全教育として教科等で学んだ知識を主体的に行動する態度等に結び付けていくための指導時間の確保が難しいことが指摘されている。

○中央教育審議会スポーツ・青少年分科会学校安全部会「審議のまとめ」

前述の「学校安全の推進に関する計画」に基づき、学校における安全教育の充実に向け、平成26年5月、中央教育審議会スポーツ・青少年分科会の下に学校安全部会を設け、今後の安全教育・安全管理等の充実を図るための審議が行われた。平成26年11月には「審議のまとめ」を公表している。

「審議のまとめ」では、次期学習指導要領の改訂を視野に、安全教育の中核となる教科等と関係する教科等との関わりを示すことや学習時間の確保などについて教育課程全体の中で検討することが示されている。さらに、安全教育の充実のための環境整備として、教材や評価の在り方、教員養成課程における取扱い、教職員研修や校内体制等についても併せて検討していくこととしている。

学校における安全教育の充実について（中央教育審議会スポーツ・青少年分科会学校安全部会 審議のまとめ概要）

審議のまとめ

第7期中央教育審議会 スポーツ・青少年分科会学校安全部会

1. 安全教育の目標

- 学習指導要領の総則や解説等における安全教育の目標の明確化と安全教育の目標と各教科等の目標との関係性等の明示を検討
- 自らの命は自ら守る自助を前提とした共助・公助に関する能力の育成

□ 研究開発学校や教育課程検討会、ISSUインターナショナルセーフスクールなどの実験的観察も参考にしながら、育成する資質・能力及び教育活動や評価について明確化する必要。

2. 安全教育の内容

- 学習指導要領の総則や解説等において、安全教育の中核となる教科等と、各教科等の役割と関係性を系統的に示すとともに各教科等における安全に関する内容の充実を図ることを検討
- 安全教育が各学校において確実に実施されることが重要であり、そのための時間の確保などの課題について教育課程全体の議論の中で検討

(方策例)

- ・総合的な学習の時間の学習活動の例示として安全教育を追記
- ・特別活動の学級活動において防災や防犯に関する安全指導を行うことを明確に位置付け
- ・高等学校段階で検討される「社会との関わりの中で主体的に生きる力を育成することをねらいとした新科目」における内容の確保
- ・危険予測や回避に係る教育の充実
- ・地域や自治体等との合同訓練を含め実践的な訓練等の推進
- ・安全教育を新たな教科等として位置づけることの必要性について引き続き検討

4. 安全教育を行なうまでの環境整備

:安全教育に係る教材整備、教員養成、研修、校内体制の整備、安全教育の充実に応じた安全管理体制の整備は重要であり、引き続き検討

次期学習指導要領に向けた教育課程全体の見直しの議論等の中で引き続き検討

安全教育については、各学校において確実に実施されることが重要であり、研究開発学校等における実践の状況も踏まえつつ、そのための時間の確保、指導内容のまとまりや系統性、中核となる教科等を位置付けることの効果・影響、教材の在り方、学習評価の在り方などの諸課題について検討。

5 おわりに

児童生徒が心身ともに健やかに育つことは全ての人々の願いである。学校において、児童生徒が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためにには学校環境の安全が担保されることが不可欠である。

地震や津波のような自然災害だけでなく、日常的に発生する学校内での事故や、登下校中の交通事故、犯罪被害から児童生徒の命を守り、安全を確保するためには、安全教育、安全管理、その両者を支える組織活動が相互にはたらきあって進められることが重要である。

児童生徒への安全教育は、次世代の安全文化の構築につながる教育活動である。一人一人が自他の生命を尊重し、安全を最優先する気風が育つ取組が全ての学校で行われることが望まれる。